答　申　書
（答申第１３号）
平成１８年１月１９日

１　審査会の結論

発生日時が平成○年○月○日○時○分ころ、発生場所が札幌市○○区○○△条△丁目△番に係る物件事故報告書のうち、備考欄を非開示としたことは妥当である。

２　審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨異

（省略）

３　審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成○年○月○日○時○分頃、○○○○（○○△条△丁目～△丁目付近）で発生した物損交通事故に係る物件事故報告書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、発生日時が平成○年○月○日○時○分ころ、発生場所が札幌市○○区○○△条△丁目△番に係る物件事故報告書を当該公文書と特定し、そのうち当事者の住所、電話番号、氏名、生年月日、車両番号、自賠責保険関係（有無、契約先及び証明書番号）、運転免許、職業又は勤務先を北海道情報公開条例（平成１０年北海道条例第２８号。以下「条例」という。）第１０条第２項第１号で適用する同条第１項第１号に規定する非開示情報に該当するとして、また、①決裁欄のうち主任及び指揮幹部の印影、②担当者の氏名及び印影、③「処理区分」の欄の処理番号部分、④「備考」欄のすべてを同条第２項第２号に規定する非開示情報（以下「２項２号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

審査請求人は、このうち④「備考」欄のすべて（以下「本件非開示部分」という。）の開示を求めていることから、本件非開示部分を非開示としたこと（以下「本件処分」という。）の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア　条例第１０条第２項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第２号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めるにつき相当の理由がある情報をアからオの５つの情報（以下、「公共安全情報の５類型」という。）等に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ　実施機関は、本件非開示情報の２項２号情報の該当性について、おおむね次のように主張する。

本件非開示部分には、交通事故発生時の事故原因等に関する捜査内容が記載されて

いることから、これが明らかになると、交通事故捜査において、交通事故の関係者等が、交通事故発生原因等を自己の有利な内容に変更する等の対抗措置をとられるなど、交通事故事件捜査に支障が生ずるおそれがあると認められることから、公共安全情報の５類型のうち、「ア　現在捜査中の情報」と「イ　捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」に該当する。

審査請求人は、交通事故当事者の関係者として物件事故（接触事故）に関する発生原因と相手車の異常な走行の真実を求めるとして、本件処分を取り消し、備考欄の開示を求めているが、備考欄には、本件交通事故発生時の捜査の初期段階において、事故当事者の供述及び証拠等に基づいて認定した捜査内容そのものが記載されているものであり、これを開示すると、捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、事故当事者から真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、今後の事故捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められることから非開示としたものである。

ウ　なお、審査請求人は、実施機関の理由説明に対し、本件物損交通事故については、既に示談になり保険事務も終了しており、「ア　現在捜査中の情報」に該当するとの説明は納得できないと主張する。

エ　実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

物件事故報告書の備考欄には、衝突地点、衝突状況の略図、事故概要及び必要に応じて、関係者の言動を記載することになっている。

公共安全情報の５類型のうち、「ア　現在捜査中の情報」の該当性については、当初、物損事故で受理したものの、①人身事故に発展する。②安全運転義務違反として捜査する。③保険金詐欺事件として、後日判明して捜査する。④身代わり事案として捜査する。ことなどがあり、現に後日、保険金詐欺・当たり屋等の事件となった事例や現在捜査中のものがあることを説明した。

また、公共安全情報の５類型のうち、「イ　捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」の該当性については、これらの事故、事件に関与した者が当初の物件事故において虚偽の供述をしたとすれば、警察官が捜査結果に基づいて認定した事故の状況等として、届け出内容の矛盾点や不審点に気がつかず、虚偽の供述が正しいものとしてそのまま記載されている場合があり、当該備考欄の開示を認めると、こうした捜査の手の内を明かすこととなることから、それらの者が開示請求により、備考欄に虚偽の供述を鵜呑みにした記述があることを知ったとすれば、少なくとも事故として届け出た段階で、警察はこれらの者の供述に何ら疑いを持っていなかったものととらえ、以後の取り調べの際にも臆することなく届け出当時の供述を繰り返すなどの対抗措置をとられるなど、真の供述が得られなくなることにより、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると説明する。

オ　当審査会としては、本件非開示部分は、本件交通事故発生時の捜査の初期段階において、事故当事者の供述及び証拠等に基づいて認定した事実が捜査内容そのものとして記載されているものであり、「イ　捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められることから、２項２号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、「ア　現在捜査中の情報」にも該当すると主張するが、結論は、上記のとおりであり、これについては判断するまでもない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

４　審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年　　月　　日	処　　理　　経　　過
平成17年７月７日	○　諮問書の受理（諮問番号５） ○　実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③電話通信用紙の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成17年７月11日	○　新規諮問事案の報告
平成17年７月29日 （第３回審査会）	○　本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成17年８月25日 （第三部会）	○　実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○　審査請求人の意見陳述 ○　審議
平成17年９月16日 （第三部会）	○　審議
平成17年10月21日 （第三部会）	○　審議
平成17年11月24日 （第三部会）	○　実施機関から条例１０条２項２号の該当性について意見聴取 ○　審議
平成17年12月16日 （第三部会）	○　審議
平成18年１月16日 （第７回審査会）	○　答申案審議
平成18年１月19日	○　答申